

「奇跡の一本松保存業務」に係る監査請求

第1 請求のあった日

平成27年1月9日

第2 請求人

1名

第3 請求の要旨（原文のとおり）

第1 請求の趣旨

1 はじめに

本件監査請求は、陸前高田市が奇跡の一本松保存業務において、①随意契約を締結していること、②法的根拠なく歳出していること、③その他、陸前高田市が実施した奇跡の一本松事業について、違法状態の是正を求めるものである。

2 業務委託契約の締結

(1) 陸前高田市は、平成24年9月4日、株式会社乃村工藝社との間で、業務委託料149,992,500円で、奇跡の一本松保存業務委託契約を締結した（資料1、以下、「第1契約」という）。

(2) 陸前高田市は、平成26年1月20日、株式会社乃村工藝社との間で、業務委託料8,925,000円で、奇跡の一本松保存業務委託契約を締結した（資料2、以下、「第2契約」という）。

3 小括

請求人らは、第1契約、第2契約が随意契約であること、その他、陸前高田市が実施した奇跡の一本松事業に関する違法な歳出について、本件監査請求を行うものである。

第2 違法性を基礎づける理由 第1契約、第2契約を随意契約とすることの必要性、合理性がないこと

1 地方自治法234条1項、2項は、地方公共団体における売買その他契約の締結は一般競争入札が原則であり、政令で定める場合に該当するときに限り、随意契約によることができる」と規定する。

2 この点、陸前高田市は、第1契約、第2契約を随意契約とした理由について、「(一本松の)保存内容は、幹を分断して切断した後に芯をくり抜き、防腐作業を行った後に金属製の心棒を通して現地に設置するという専門的な作業が必要なものであり、当該専門技術を有する業者が株式会社乃村工藝社に限られる」と説明する（資料4、業務計画につき、業務計画書（資料5））。

3 しかしながら、上記保存内容による作業を実施できる業者は、株式会社乃村工藝社に限られない。第1契約、第2契約に基づいて保存業務を実際に施工した業者は株式会社乃村工藝社ではなく、株式会社乃村工藝社の下請業者である。かかる事実、保存業務を実施できる業者が株式会社乃村工藝社のみではないことの証左であ

る。

また、請求人気仙オンブズマンが情報開示請求によって得た業務計画書（資料5）、仕様書（資料6）、設計書（資料7）、配置図（資料8）等を根拠に請求人気仙オンブズマンが業者に奇跡の一本松保存業務に関する見積もりを依頼したところ、吉エグリーン株式会社が見積もりを提出した（資料9）。つまり、奇跡の一本松保存業務は、住民が情報開示請求によって得た一部の情報のみで見積もりを依頼しても見積もりを取得できる事業であり、かつ、見積もりを取得業者が施工できる事業である。したがって、奇跡の一本松保存業務は、株式会社乃村工藝社のみが専門的技術を有している事業ではない。

4 以上により、第1契約、第2契約を随意契約とする必要性も合理性も認められず、陸前高田市が第1契約、第2契約を随意契約としたことは、違法である。

第3 本件監査請求は、当該行為が終わった日から1年を経過していることに正当な理由があること（地方自治法242条2項ただし書き）

1 本件監査請求の対象行為の一部は、当該行為が終わった日から1年を経過している。もっとも、本件監査請求は、当該行為のあった日、または、当該行為が終わった日から1年以内に監査請求を行わなかった正当な理由がある。

2 請求人気仙オンブズマンは、奇跡の一本松保存工事に関する情報公開請求を行い、平成26年4月24日に行政文書の開示を受けた（資料10、陸高都第24号）。上記情報開示により、請求人気仙オンブズマンは、第1契約、第2契約が随意契約であった事実、第1契約、第2契約を随意契約とした理由、本件歳出に法的根拠がない可能性をそれぞれ知った。以後、請求人気仙オンブズマンは、情報公開を実施したり、陸前高田市の行為が違法であるか否かを検討することとなった。

3 そうであるとすると、請求人らにおいて、本件請求の対象行為について当該行為が違法不当であることを基礎づける事実を知った日は、早くとも平成26年4月24日とすべきである。

第4 本件監査請求は、適法な再度の監査請求であること

本件は、平成26年11月20日付で請求人気仙オンブズマン等が提出した住民監査請求の一部と同一の財務会計上の行為を対象としている。同一の請求人が同一の財務会計上の行為を対象として、重ねて再度の監査請求を行うことについて、最高裁判所は、「監査委員が適法な住民監査請求を不適法であるとして却下した場合、当該請求をした住民は、適法な住民監査請求を経たものとして直ちに住民訴訟を提起することができるのみならず、当該請求の対象とされた財務会計上の行為又は怠る事実と同一の財務会計上の行為又は怠る事実を対象として再度の住民監査請求をすることも許されるものと解すべきである。」と判示している（平成10年12月18日（民集52巻90号2039頁）判決（以下、「平成10年判決」という））。

本件は、平成10年判決に基づき、後記第5記載のとおり、平成26年11月20日付住民監査請求が適法であるにもかかわらず、平成26年11月28日付通知をもって不適法として却下されていること、本件監査請求が却下理由の不備を指摘し、適法な監査を重ねて促すものであることから、同一住民による再度の住民監査請求が認められる。

第5 適法な平成26年11月20日付住民監査請求は、不適法として却下されたこと

監査委員は、平成26年11月20日付住民監査請求を却下した理由について、平成26年11月28日付の却下通知において、「一本松が枯死の状態にあり早急に保存をする必要性から、複数の業者からの保存工法等の提案に基づいて選考し、既に指名願が提出され、かつ、保存工法等の優れた業者を決定したうえで地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し随意契約を取り交わしたものである」と述べ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、第1契約、及び、第2契約に基づく支出は、財務会計上適法であると説明する。

しかしながら、本件の問題点は、複数業者の提案から保存工法を決定した後に、陸前高田市が随意契約を選択したことにより、保存工法決定前の事情は、随意契約を選択する理由にはならない。監査委員においては、陸前高田市が随意契約を選択した経緯（保存工法を決定した後の事実）を調査の上、随意契約が適法であるか判断すべきである。

また、第1契約、及び、第2契約締結当時、奇跡の一本松は、倒壊等の危険を防止するため、早急な防虫・防腐処理の必要性を指摘されていたが、そうであれば、早急に防虫・防腐処理を行うかどうかを検討し、当該処理業務に限って業者を選定すれば足りたのであり、本件のように多額の費用を要する奇跡の一本松保存工事契約を早急に締結する必要性を判断しているか否かについては、却下理由からは明らかではない。

以上のとおり、監査委員が平成26年11月20日付住民監査請求を却下したことは理由が不十分である。請求人は、平成26年11月20日付住民監査請求が適法であったにもかかわらず不適法として却下されたので、改めて監査を求める。

第6 結論

平成10年判決は、監査請求が、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該普通地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的としていと判示している。監査委員におかれては、平成10年判決の判示内容をご理解頂き、陸前高田市がやむを得ず随意契約を選択したという事情、入札方法が選択できなかった事情等、第1契約、第2契約を随意契約とした事実経緯について十分に精査の上で違法性の有無をご判断され、また、陸前高田市に対して、長、その他の職員や相手方などに対して陸前高田市の被った損害を填補するために必要な措置を講じるよう勧告することを再度求める。

請求の要旨に添付された事実を証する書面

資料1 奇跡の一本松保存業務委託契約書の写し

資料2 奇跡の一本松（根部分）保存業務委託契約書の写し

資料3 歳出簿の写し

資料4 随意契約理由書の写し

資料5 業務計画書の写し

資料6 奇跡の一本松保存業務委託仕様書の写し

資料7 委託設計書の写し

資料8 トラック積載計画図面の写し

資料9 第三者による概算見積書の写し

資料10 行政文書部分開示決定通知書の写し

第4 通知文

平成27年1月9日付けをもって提出された地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求については、請求の内容を法律上の要件に照らして審査した結果、下記の理由により住民監査請求の対象とならないので、これを受理せず、却下します。

記

1 却下の理由

本件請求は、平成26年11月20日付けをもって提出されました住民監査請求に含まれる内容と趣旨が同一であり、このことに関する結果につきましては、平成26年11月28日付け、陸高監第60号をもって同請求人あてに通知しております。